

予算管理と決算事務をスムーズに行うために

大野敦史・打田正文・加藤誠也

木曽川下流河川事務所 経理課 (〒511-0002 桑名市大字福島465)
三重河川国道事務所 経理課 (〒514-8502 津市広明町297)
蓮ダム管理所 (〒515-1615 松阪市飯高町森1810-11)

経理事務において、3月初旬頃から決算を締める重要な時期となってくる。一方、新年度発注、契約変更、支払事務が3月始め頃から集中し始め、加えて4月期の人事異動とも重なると、経理経験のないものが初めて携わった場合、引継ぎを受けても、CAMSの見方がわからず、執行状況を再度把握し直すなど、時間と労力を費やすことがある。

決算事務の手順は毎年示されているが、経理担当課のみならず予算担当課も含めて決算事務がスムーズに行えるように、三重ブロックの河川担当事務所、管理所と検討したものである。

キーワード：作成要領、予算管理、決算、引継ぎポイント

1. 決算制度の概要

一般に「予算」とは金銭による収支による予定決算をいい、一会計年度における収入支出（歳入歳出）の見積もりであり、「決算」とは予算の執行実績であり決定計算である。

「決算」は、政府の予算執行の結果が予算に比していかなる実績を示したか、不当又は違法の事実なく初期の目的とおりに執行され効果をあげたかなどを考査し、将来の予算編成や予算執行の改善に資するため作成する資料であり、国会に対する報告である。

「決算」の事務所としての具体的な作業は、「目細毎」の不用額の確定、繰越額の確定、負担行為限度額の確定、支払機関毎（支出官・資金前渡官吏）の支払額の確定、日本銀行との残高照合を行い、完全に一致することで決算がつくこととなる。

2. 支出官集中払いによる現状（参考）

木曽川下流河川事務所では、平成18年度から、蓮ダム管理所では平成20年度から、三重河川国道事務所では平成26年度から資金前渡官吏払を無くし支出官集中払へと移行した。

・従来の予算管理は、支出負担行為担当官（以降、本官

という）契約支出官払、分任支出負担行為担当官契約支出官払、分任支出負担行為担当官契約前渡官払に分けて予算管理を行う必要があったが、支出官集中払へと移行したことにより、庁中常用の雑費、500万以下の請負工事など、全てを支出官で支払うことになったため、分任官契約前渡官払の予算管理を行う必要がなくなった。

・26年度の支払件数は、木曽川下流河川事務所1,127件、三重河川国道事務所1,754件、蓮ダム管理所292件で、その全てが、支出官集中払いとなり、その結果、予算管理が簡単となったことや前渡官払が無くなったことによる前渡金の管理等の必要がなくなり、事務が軽減された。

※事務所の事務の軽減と支出官の支払件数H26 41,052件

※中部地整と2事務所1管理所の3月、4月の支払件数

	3月	4月
	件数	件数
中部地整	3,833件	6,405件
木曽川下流	116件	212件
三重河川国道	168件	325件
蓮ダム	26件	42件

（情報提供：会計課）

3. 予算用語の整理

① 限度額示達

配賦された予算は、そのままでは、本官契約でし

か使用できない。

これを、分任官契約で利用できる様にするには、分任官契約必要分（会計事務取扱細則第22条）を要求し、示達を受ける必要がある。

この分任官契約で利用できる様に示達を受けたものを「限度額」と言う。ちなみに、分任官契約必要金額を要求する事を「限度額要求」と呼び、示達を「限度額示達」と呼ぶ。

② 流用・配賦替・予算変更

配賦された予算の「目」の中で、「目細」間で予算を移動させること。

例えば、測量設計費から工事費へ予算を移動させる場合は、「流用」となる。同じ予算変更の中で、事務所間で予算を移動させる場合は、「配賦替え」、同一目細の箇所を変更する場合は、「予算変更」という。

③ 支出官

支出決定の権限を持つ人のこと。中部地整の支出官払では、支出官は、総務部長となる。

④ 支出負担行為

国の支出の原因となる契約その他の行為のこと。具体的には、工事等の請負契約締結又は物品の購入契約のように契約を締結することによって、国に支出の原因となる債務を負う行為をいう。

契約の権限を持つ人は、本官＝支出負担行為担当官（局長）、分任官＝分任支出負担行為担当官（事務所長や管理所長）という。

⑤ 国債歳出化

分任官契約の国債の場合、

1. 国債予算配賦→国債の限度額示達→契約時に国債負担行為（年割額のみ）→
2. 国債歳出化限度額示達→請求書受理時に国債歳出化負担行為（限度額差引簿に初めて記載される）（その後に支出決議）といった流れになる。

1の予算配賦から国債負担行為までは、契約時に行う、各年度の枠をCAMSに入れる作業になり、2の国債歳出化限度額示達から歳出化負担行為は、支払のために行う。つまり、国債歳出化とは、国債の支出を出来る様にするということである。

⑥ CAMS（キャムス）

会計事務処理を行うシステム

4. 4月期に異動の問題点

4月期に異動してきて戸惑ったこと、困ったことについて考えてみた。

- ① 3月に多数の変更契約があり、負担行為がされていない案件がわからない。
- ② 各自が予算管理の補助に使用しているエクセル表が、複雑すぎてわからない。解説に時間を要す。
- ③ 繰越翌債の予定の内容・状況が分からない。
- ④ 一つの国債事項に多数の工事が発注されていると、契約・負担行為状況が分からない。
- ⑤ 附帯・受託（以下、受託契約という）の契約状況と収納状況や、収納済繰越があるか等が、わからない。

1については、決算の根本であるCAMSへの登記がされていないと、決算の見通しが立たない。

2については、CAMSに登録されていない状況で、流用金額や不用金額の確認が困難であるため、決算の見通しを立てることが難しくなる。

3から5については、CAMSで管理できない事により、各自補助資料で管理すべきであるが、引継がしっかり行われていないと、確認に時間がかかり、不具合の発見が遅れ、決算に支障を与える。

これらの内容について、下記5で説明する案件と重複することもあるので、あわせてご説明をする。

⑥ 1年を通じて誤りが発生する問題とその原因と分析。

1年を通じて起こり得るだろうと思われる案件について、その原因と分析をおこなってみた。

① 支出負担行為書作成の失念。

単純な負担行為作成忘れ以外に、新規発注ではなく過年度より継続的に契約をしている電柱共架料などは、経理課において4月1日付けで支出負担行為決議書を作成するところが多い。

発注担当課からの措置請求がないことや、請求書が後日届くため、年度末まで支出負担行為をすることに気付かないことがある。

（支出負担行為差引簿に登記すれば、通常未払いに気付く。）

- ② 予算残額をオーバーしており、支出負担行為書金額がCAMSに反映されない。

事前に聞いていた概算額が消費税抜きとか、切り捨てで聞いたために予算が足りなくなる単純なことや、減額の変更契約額を充当しなければ、いけないにもかかわらず、増額変更を先に見積合わせをしてしまったためにCAMSに登録できなくなることが考えられる。

これらの原因は、契約前に確認する概算額を、予算管理しているエクセル等を、日付順で管理していないことや金額・日程が確定したときに修正を怠った等が原因である。

- ③ 国庫債務負担行為の義務額を他の工事で消化させてしまう。

過年度設定の国債工事、当該年度設定の国債工事の支払義務額を他の工事で使用してしまう場合である。

「4月期に異動の問題点」でも挙げてあるように、国債工事は、支出負担行為規則により、負担行為が2段階になっており、契約がなされた時と、請求書を受

理し支払決定をした時があり、これを理解しておかないと帳票の見方が分からなくなる。

(後述のとおり契約時点では、通常の限度額差引簿には搭載されていない点に注意。前年度契約の国債については、特に注意)

CAMSで多種多様な帳票があるが、一般的に使用する帳票と帳簿を説明する。

○支出負担行為実績表〔図-1〕

配賦予算に対して限度額到達、支出負担行為がなされた実績の帳票である。

(E) 欄は、国債負担行為(年割額のみ)がなされ、歳出化されていない金額+不用額+明許繰越額が計上されるが、多数の国債工事が発注されていると、

(E)に上がっている金額を理解するのに時間を要することになる。

※ 支出負担行為実績表〔図-1〕

26年度(27年3月10日)		支出負担行為実績表(事務所)			(事務所) 木曾川下流河川事務所	
(所管) 国土交通省所管		(会計) 一般会計			(組織/勘定) 国土交通本省(治水用)	
(予算事項) 歳出予算		(項) 河川整備事業費				
科目等	上段(流用増減額) 下段(A) 予算額通知額	限度額到達額 (B)	本官支出負担行為済額 (C)	分任官支出負担行為済額 (D)	上段(E) 国債未歳出化額+ 不用額+予算繰越額 下段(F) 予算額残額 (F) = A - B - C - E	上段(G) 限度繰越額 下段(H) 限度額残額 (H) = B - D - G
河川改修費	4,944,776,000	3,288,105,379	128,524,421	2,710,162,778	1,390,597,794	577,942,601
工事費	-293,800,000	2,098,292,000	73,726,200	1,649,659,166	133,466,006	448,632,834
木曾川(下流)	3,696,082,000	2,098,292,000	73,726,200	1,649,659,166	1,390,597,794	448,632,834
測量設計費	365,690,000	852,201,400	2,527,200	767,891,037	4,082,400	84,310,363
木曾川(下流)	858,811,000	852,201,400	2,527,200	767,891,037	4,082,400	84,310,363
用地費及補償費	90,443,000	200,443,000	0	163,351,664	0	37,091,336
木曾川(下流)	90,443,000	200,443,000	0	163,351,664	0	37,091,336
船舶及機械器具費	-50,433,000	42,804,520	40,425,480	37,659,600	0	5,144,920
木曾川(下流)	83,230,000	42,804,520	40,425,480	37,659,600	0	5,144,920
事業車両費	400,000	3,510,000	0	3,015,311	0	494,689
木曾川(下流)	3,510,000	3,510,000	0	3,015,311	0	494,689
附帯工事費	-112,300,000	90,854,459	11,845,541	88,586,000	0	2,268,459
木曾川(下流)	102,700,000	90,854,459	11,845,541	88,586,000	0	2,268,459
河川維持修繕費	1,414,501,000	1,355,170,480	53,592,240	1,004,242,623	0	270,927,857
工事費	110,971,000	1,007,080,000	48,937,000	761,314,892	0	245,765,108
木曾川(下流)	1,056,017,000	1,007,080,000	48,937,000	761,314,892	0	245,765,108
測量設計費	-110,494,000	98,200,000	0	91,743,592	0	6,456,408
木曾川(下流)	98,200,000	98,200,000	0	91,743,592	0	6,456,408

※ (E) 欄

金額	分任官支出負担行為済額 (D)	上段(E) 国債未歳出化額+ 不用額+予算繰越額 下段(F) 予算額残額 (F) = A - B - C - E	上段(G) 限度繰越額 下段(H) 限度額残額 (H) = B - D - G
1,421	2,710,162,778	1,390,597,794	577,942,601
5,200	1,649,659,166	133,466,006	448,632,834

○支出負担行為限度額差引簿（法定帳簿）〔図－２〕

予算額から負担行為額（契約額を）差引されるが、
国債の場合は、契約をなされた時の当該年度の全体の
契約額が差引されない。➡

➡ この差引簿での差引は、支払時の時であるため、
国債の義務額を見ることが出来ず、予算残額がある
ように勘違いをおこしやすい。

※ 支出負担行為限度額差引簿〔図－２〕

26年度（27年 3月分） 支出負担行為限度額差引簿							
(所管) 国土交通省所管 (会計) 一般会計 (部局等) 国土交通本省（治水用） (予算事項) 歳出予算 (項) 河川整備事業費 (目) 河川改修費		(事業区分) (都道府県) 木曽川（下流） (路／河) 木曽川（下流） (目的細分) 工事費 (担当官) 工事費 (国債事項) (国債小事項)					
日	摘要	予算額 (円)	支出負担行為 限度額示連額 (円)	支出負担行為 済額（分任官） (円)	支出負担行為 限度額残額 (円)	支出負担行為 済額（本官） (円)	予算残額 (円)
	前月までの累計	2,696,082,000	2,098,292,000	1,306,100,366	792,191,634	73,726,200	524,063,800
3	平成26年度 揖斐川福岡高堤護岸工事 (変更) 日東工業（株）			77,760,000	714,431,634		
10	平成26年度 越中川中瀬橋撤去工事 (株) 大橋工務店			24,094,800			
10	平成26年度 木曽川 源緑防災ステーション ン基盤整備工事 高田建設（株）			241,704,000	448,632,834		
11	平成26年度 揖斐川土倉高堤護岸工事 (変更) 高田建設（株）			86,400,000	362,232,834		
16	予算額通知（流用増）	3,776,000					
16	限度額示連		-217,940,000		144,292,834		745,779,800
18	平成25年度 木曽川立田護岸工事 (変更) 松岡建設（株）			-648,000			
18	平成26年度 揖斐川太田高堤護岸工事 (変更) (株) 伊藤工務店			1,944,000			
18	平成26年度 長良川河道断面整備工事 (変更) 海部建設（株）			7,884,000	135,112,834		
19	平成25年度 木曽川下流河川弥富・長島・ 海津工事監督支援業務 (変更) (株) 東建工営 中部支社			1,944,000			
19	平成26年度 木曽川下流管内工事監督支援 業務 (変更) (株) 東建工営 中部支社			583,200	132,585,634		
20	平成26年度 木曽川新所護岸工事 (変更) 朝日土木（株）			2,052,000	130,533,634		
24	平成26年度 木曽川源緑防災ステーション 地盤改良工事 (変更) アイトム建設（株）			38,340,000	92,193,634		
25	平成25年度 揖斐川田鶴上流高堤護岸工事 (変更) 神野産業（株）			35,640,000	56,553,634		
27	平成26年度 長良川福岡河道しゅんせつ工 事 (変更) 東洋建設（株）名古屋支店			51,300,000	5,253,634		
31	限度額示連		-1,040		5,252,594		745,780,840

他にも多数の帳票が存在するが、一般的に活実用する
のは、上記の2つの帳票であり、常にエクセルと突
合し残額を理解しておかなければ勘違いをする場合
がある。

➡ をする場合は、工事の発注時期、進捗状況を把握し、
徴収されたお金が、どの工事、間接費に充当されてい
るかを、CAMSの帳票では把握するものが無いため、
エクセル等で管理することが求められる。

④ 受託の契約状況と契約者から徴収する収納額の状況
がわからない。

受託契約は、JH、県などと受託契約を締結し工事
等を発注するが、支出負担行為限度額差引簿には、受
託契約した件名が差引されるのではなく、この契約に
より発注した工事が差し引かれる。

受託契約には、間接費の測量設計費も計上されるが、
限度額差引簿には、工事費と測量設計費の仕分けなど
が無く、相手方から徴収した収納額も資金区分ごとの
合計額しか分からない。

JHなどと契約締結した契約の中で複数の工事発注 ➡

⑤ 繰越承認額以上の契約をしない。

当然ではあるが、財務局の承認額以上の繰越はでき
ない。また、申請時にあげた、契約額以上の契約もで
きない。

新規発注時の時などは承認額の意識も高いが、工事
発注後に翌債承認を取り、変更契約の増額を行おうと
すると、現場の状況も変化しているため、現場のほう
に目がいってしまい承認額の意識が薄くなり、承認額
以上の契約となることも考えられる。また、変更契約
手続き前にしっかりと概算額の確認の情報共有をして
いないことに原因があると思われる。

6. 上記案件の対策と事前予防

① 支出負担行為書作成の失念

過年度より継続的に契約している案件の、支出負担行為書作成の失念については、支払いを最終の精算払いだけにせず、途中で支払いを設けてリスクを小さくする。

また、発注予定を把握し、予算管理の補助簿に予定を計上しておき、負担行為入力を確認しておく。

② 予算額をオーバーしており、支出負担行為書がCAMSに反映されない。

エクセル等での予算管理の時点で、トータルで差引をするのではなく日付順で、修正箇所は速やかに修正することで、しっかりと管理することが大事である。

③ 国庫債務負担行為の義務額を他の工事等で使用してしまう。

国債の義務額の予算は、当該年度の歳出予算とは別に予算があるわけではなく、歳出予算に含まれることを理解する必要がある。

義務額の使用を防止するには、4月1日付けで予算配賦があった段階で、過年度設定の国債の義務額と、当該年度発注予定工事の初年度の義務額を差し引いておくことで、国債の歳出化分の予算を使用する事は最低限防ぐ事が出来る。

後は、エクセルの差引簿と支出負担行為実績表の帳票を最低でも月に1度は、突合させることが必要不可欠である。

④ 受託の契約状況と契約者から徴収する収納額の状況がわからない。

前段で述べたように、受託契約は支出を伴う契約で無いため、CAMSの帳票には、何も反映されない。

また、測量設計費は、工事費の間接費であり、科目では受託工事費に含まれていることを理解する。

受託契約に対する発注工事を把握し、収納されたお金が発注工事の前金払、部分払等に適切に充当されて支払われているか管理していくことが必要である。

⑤ 繰越承認額以上の契約をしない。

繰越承認申請を提出したら、必ずCAMSで打ち出せる「繰越状況一覧表」を加工する等をし、発注予定工事の工事名、発注（変更）時期、契約予定金額を記載し、契約措置請求時に概算額が繰越承認額を下回っ

ているかを確認し、契約後には、前金の支払いが必要工事であるかどうかを確認することにより、承認額以上の契約を防止させる。

7. 決算をスムーズに完了させるには

資金前渡官吏払いがあったころは、経理担当者がCAMSの管理情報を日々印刷し、状況を確認していたが、支出官集中払いになってからは、管理情報を見る機会も減少し、多々あるCAMS帳票に疑問を投げかけることもなくなった。

その結果、エクセルによる予算管理をするだけの傾向があり、CAMSの帳票を活用しきれていない中で、4月期のリスクを減少させるためにどのようにすればいいのかを考えてみた。

① 変更契約の時期を前倒しする。

- ・年度末に重複する変更契約を2月末から3月初旬で終了させ、4月期にずれ込む負担行為の未入力を少なくする。
- ・品確法にのった適正な工期を維持し、条件にあうものは、繰越制度を利用する。

② 国庫債務負担行為の歳出化及び繰越確定を早くCAMSに入力する。

- ・3月に変更契約をした支出負担行為は速やかにCAMSに登録するのは当然であるが、これまでに述べたように国庫債務負担行為は、エクセルでしっかり管理していないとCAMSだけでは分かりにくいいため、早めに入力することで、CAMSでエラーが発生した時の時間の余裕を持たせておく。また、未済繰越額の確定入力を早くすることでCAMSの支出負担行為実績表の内容を固め、決算日までの状況を早めに把握することが大事である。

③ マニアックな予算差引簿を作成しない

作成者は、必要不可欠と思い作成しているが、後任者は解読するのに時間を要してしまうため、わかりやすい必要最小限の条件で良い差引簿を考えてみた。

- ・すべての費目と1年間の差引簿を1シートで作成すると、他の者が見ると不必要な情報があるため見づらい。
- ・問題がおきやすく、予算管理の分かりにくい国庫債務負担行為のある費目は、執行状況、国庫債務負担行為の歳出化の状況、繰越額、不用額が、支出負担行為実績表の（E）欄と突合出来る差引簿を作成する。

- ・国債の義務額は、予算配賦後、先に差し引いておくことで予算不足を防ぐようにする。
- ・個々の考えによる予算管理用差引簿を作成すると、マニアックに陥りやすい為、中部地整統一の予算管理用差引簿（エクセル等）を作成することで、どの事務所部署に異動しても理解しやすく、また、他事務所の人にも相談しやすい。

④ 受託契約の契約状況と収納状況の把握

受託契約における、契約別の発注工事一覧や、執行（予定）状況と収納状況を、受託契約担当者、工事契約等担当者と、常に情報共有する。

⑤ 引継ぎのポイント作成

決算までのスケジュール説明以外に、次の事項を引き継ぐ事により、4月1日の異動で着任した担当者が、事務所の状況を判断できると考える。

- 1) 4月1日時点での未支出負担行為の一覧を引き継ぐ。
- 2) 4月1日に時点で翌債と国債の明許繰越の繰越額は確定している事より、「繰越状況一覧表」を作成して引き継ぐ。
- 3) 受託契約の契約一覧と収納状況
- 4) 「支出負担行為実績表」の（E）欄に上がっている金額の内訳について、引き継ぐ。

8. 最後に

決算をスムーズに行うポイントは、日々の予算管理と人事異動時に事務所の予算状況を速やかに把握することである。

決算は、最終的にCAMSで行うため、エクセルの差引簿とCAMSとの突合チェックが肝要である。

また、事業担当課とのチェックも必要不可欠であり、単純なことであるが、予算管理を日付順で行う事により、限度額示達、流用等の修正等を極力減らし、事前に防止を図っておくことも大切である。

決算を進めていくうえでは、経理担当者が受け身とならず、常に先を読み事業担当課と協力することで、決算日前に決算をおこなうという姿勢を持つとともに、中部地方整備局全体で、標準的なエクセルの予算管理差引簿を作成するなどし、4月期の異動時にも課内の職員の誰が見ても分かるように管理し、問題等の発生時に対応出来るようにしておくことが不可欠である。